

さっぽろCSRインフォメーション掲載事業

実施内容(広報協力)

令和7年11月18日

事業名称	札幌市消費者センター周知ポスターの掲示
依頼内容	札幌市消費者センターには毎年約1万件の消費生活相談が寄せられています。その一方で、札幌市が令和6年度に実施した調査では、消費者センターの認知度は60%に留まっており、消費者トラブルに遭っていても相談できていない方も多いと考えられます。 札幌市消費者センターで消費生活相談ができるることをより多くの市民の方に知つていただくため、周知にご協力ください。

○広報協力の依頼内容詳細

広報物の種類と サイズ・ページ	ポスター : A2サイズ チラシ : サイズ/片面・両面 パンフレット : サイズ/ ページ その他 :
配架・掲出期間	通年
募集条件	<p>■札幌市内の事業所であること <input type="checkbox"/> ()区内の事業所または店舗等にて協力できること <input type="checkbox"/> 合計()部以上の協力ができること <input type="checkbox"/> その他()</p>
選定の有無	<input type="checkbox"/> あり() <p>■なし(募集条件に該当するすべての企業が参加可能)</p>
申込方法	下記担当者に直接メール・電話等でご連絡いただくか、ホームページの入力フォームからお申込ください。
申込締切	通年
その他留意事項 等	

○連絡先

所管	市民文化局市民生活部消費生活課消費生活係 担当: 吉中 嵩宙		
電話	011-211-2245	E-Mail	sapporoshohi@city.sapporo.jp

聞いてた話と
ちがう!?

美容医療
脱毛工ステ

賃貸住宅の
原状回復

インターネット
通販

楽に稼げる
副業・投資

話
まち

消費者トラブル大量発生!

そんなん
時は、

札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろうくま

どうしたら
いいんだ…

ひとりで
悩まず、
すぐ相談。

札幌市消費者センター

電話での
ご相談

011-728-2121

[受付] 月-金 9:00-19:00
※祝日・年末年始を除く

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

※ご相談は札幌市在住の方、または札幌市に
通勤・通学されている方に限ります

インターネットでのご相談

こちらのQRコードから
ご利用ください

または札幌市消費者センターで検索!

